

支部長 各位

日ソ連発第382号

平成24年2月8日

財団法人日本ソフトテニス連盟  
会長 林 敏 弘

公益財団法人移行申請に伴う大会参加料の取り扱いについて（依頼）

立春の候 ますますご清栄にてご活躍のことと拝察申し上げます。  
平素から本連盟に対しまして、ご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、財団公益法人移行申請を平成23年10月17日に電子申請により提出し、12月1日に内閣府のとのヒアリングが行われ、いくつかの指摘や追加資料の提出を求められました。  
内閣府の指摘事項の中で会員登録規定第5条「本連盟及び加盟団体が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等の事業に参加するものは、本連盟の会員でなければならない。」の削除がなければ許可されないと明確な指導がありました。これは、公益財団法人として広く万民に門戸を開き公平に機会を与えるとする公益目的に合致しないということです。  
このため、会員登録制度部会並びに、競技委員会において検討し、会員登録規定第5条の「会員資格」を削除し「会員の権利」を加え、また、会員登録の減少を防ぎ会員登録者と未登録者との公平性を図るため、大会参加料を次のとおり取り扱うこととしました。

大会参加料について

シングルス ダブルス 団体戦	未登録者（実業団大会における部長は除く）が、含まれる場合は参加料を <u>1,5倍</u> とする。
----------------------	--

大会参加料の取り扱いについて、平成24年1月27日理事・評議員に書面審議をお願いしたところ、全員の賛成を頂きました。

つきましては、各都道府県連盟等におかれましても、国の趣旨をご理解いただき、未登録者の参加料の取り扱いについて、出来る限り本連盟に準じた取り扱いをお願いいたします。

以 上

問い合わせ

(財) 日本ソフトテニス連盟

事務局長 田 中 正 男

電話 03-3481-2366

**※鹿児島県ソフトテニス連盟も上記のと通りの取り扱いをするよう決定しました。平成24年度の大会要項より記載してあります。皆様のご協力をよろしくお願ひします。**